

子育て

各種健康診査・健康相談などの実施

下表の問い合わせ先へお尋ねください。

健康診査・健康相談など	問い合わせ先
各種乳幼児健康診査	3階⑧番 健康・子ども課 健やか推進係
母子の健康相談	
予防接種	3階⑦番 健康・子ども課 保健予防係

子育てに関する情報、絵本の貸し出し



ファミリー・サポート・センター事業及び病児後デイサービス事業事前登録説明会

子育てに関して相談したい方

電話での育児相談を希望される方

子どもの保育などを希望される方

さまざまな事情により長期間保護者が養育することが困難なとき

3階 こそだてインフォメーション

3階⑤番
健康・子ども課 子育て支援担当係
TEL 812-0874

育児電話相談

3階⑧番
健康・子ども課 健やか推進係
TEL 822-2472

保育所への入所

3階⑥番
健康・子ども課 子ども家庭福祉係

子どもショートステイ

札幌市東部児童相談所
北7西26・TEL 622-8630

児童福祉施設・里親などの利用

子どもが生まれるときの手続き

区役所等で行う主な手続きをご案内します。
このほかに手続きが必要な場合もあります。

豊平区役所（豊平区平岸6-10）
TEL 822-2400 FAX 813-3603
HP <https://www.city.sapporo.jp/toyohira/>

妊娠

1 妊娠したら

妊娠届の提出（母子健康手帳の交付）

3階⑧番

健康・子ども課 健やか推進係

2 安心して出産するために

各種健康診査・健康相談などの実施

下表の問い合わせ先へお尋ねください。

健康診査・健康相談など	問い合わせ先
妊婦一般健康診査	
マタニティ教室	
母子保健訪問指導	3階⑧番 健康・子ども課 健やか推進係
女性の健康支援相談	
妊産婦歯科健診	

※ 妊娠高血圧症候群にかかったときは、医療費の助成が受けられる場合があります。
詳しくは健康・子ども課健やか推進係（3階⑧番）へ。

3 出産費用でお困りの方に

助産施設入所の相談

3階⑥番

健康・子ども課 子ども家庭福祉係

4 国民健康保険のこと

国民健康保険に加入している方が出産する場合

産前産後期間の国民健康保険料軽減の届出

1階⑫⑬番
保険年金課 保険係

※ 出産日が令和5年11月1日以降の方が対象です。

※ 出産予定日の6か月前から届出可能です。また、出産後でも届出可能です。

5 国民年金のこと

- 国民年金に加入している方(第1号被保険者) → **産前産後期間の国民年金保険料免除の届出** → **1階⑯番**
保険年金課 年金係

※ 出産日が平成31年2月1日以降の方が対象です。

※ 出産予定日の6か月前から届出可能です。また、出産後でも届出可能です。

出産

1 子どもが生まれたら

- 出生届の提出 (生まれた日から14日以内)

[持ち物] 出生証明書、母子健康手帳（手帳がお手元にある場合のみ）

※ 夜間・休日は区役所北側入口日直室でお預かりしています。

※ 住民票・戸籍証明は発行まで日数がかかります。

※ 子どもが2歳になるまでの分の指定ごみ袋を交付します。

手続き不要。後日、指定ごみ袋引換券（はがき）が郵送されます。

ご不明な点は環境局循環型社会推進課（TEL 211-2912）へ。

1階①番

戸籍住民課 戸籍係

- 出産連絡票（はがき）の提出

1階①番

戸籍住民課 戸籍係

3階⑧番

健康・子ども課 健やか推進係

2 国民健康保険のこと

※ 社会保険や共済組合に加入している方は、勤務先へ。
※ 社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へ。

- 国民健康保険加入世帯での出生で、その子どもが他の健康保険の適用を受けない場合 → **国民健康保険の加入届** → **1階⑫⑬番**
保険年金課 保険係

※ 出産日が令和5年11月1日以降の方が対象です。

※ 出産予定日の6か月前から届出可能です。また、出産後でも届出可能です。

- 国民健康保険に入っている方が出産する場合 → **産前産後期間の国民健康保険料軽減の届出** → **1階⑯番**
保険年金課 保険係

※ 出産日が令和5年11月1日以降の方が対象です。

※ 出産予定日の6か月前から届出可能です。また、出産後でも届出可能です。

- 正常分娩以外で保険適用の高額な治療をする方 → **出産育児一時金の申請** → **1階⑯番**
保険年金課 給付係

1階⑯番

保険年金課 給付係

3 国民年金のこと

- 国民年金に加入している方(第1号被保険者) → **産前産後期間の国民年金保険料免除の届出** → **1階⑯番**
保険年金課 年金係

※ 出産日が平成31年2月1日以降の方が対象です。

※ 出産前に届出した場合は手続き不要です。

4 子どもの医療費助成のこと

- 健康保険に加入しているお子さん（所得制限あり） → **子ども医療費助成の申請** → **3階③番**
保健福祉課 福祉助成係

※ 未熟児や特定の疾患、障害のある子どもには、医療費の公費負担があります。

詳しくは健康・子ども課健やか推進係（3階⑧番）へ。

5 子どもを養育している方

- 高校卒業前の子どもを養育している方 → **児童手当の申請** → **3階③番**
保健福祉課 福祉助成係

※ 出生日の翌日から15日以内

- 障がいのある20歳までの子どもを監護している方（所得制限あり） → **特別児童扶養手当の申請** → **3階③番**
保健福祉課 福祉助成係

- ひとり親家庭または両親のいない子ども（所得制限あり） → **ひとり親家庭等医療費助成の申請** → **3階③番**
保健福祉課 福祉助成係

- 異婚、婚姻によらない出生、もしくは配偶者が死亡・重度障がい・生死不明などの場合に、父親または母親と生計を同じくしていない子どもを養育している母親・父親または養育者の方 → **児童扶養手当の申請** → **3階③番**
保健福祉課 福祉助成係